

所沢市 建築物省エネ法関係手数料 抜粋

建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請

区分		金額 [円]			
		適合証あり	適合証なし		
			標準計算法 1	仕様基準 2	仕様・計算併用 3
一戸建て の住宅	200㎡未満のもの	5,000	40,000	20,000	29,000
	200㎡以上のもの		44,000	22,000	33,000
住宅用途 を含む建 築物の 住宅部分	300㎡未満のもの	11,000	80,000	38,000	59,000
	300㎡以上2,000㎡ 未満のもの	23,000	135,000	66,000	100,000
	2,000㎡以上5,000 ㎡未満のもの	52,000	230,000	121,000	175,000
	5,000㎡以上のも の	94,000	330,000	183,000	256,000
			標準入力法 4	モデル建物法 5	
非住宅用 途を含む 建築物の 非住宅部 分	300㎡未満のもの	11,000	267,000	102,000	
	300㎡以上1,000㎡ 未満のもの	19,000	334,000	130,000	
	1,000㎡以上2,000 ㎡未満のもの	31,000	432,000	171,000	
	2,000㎡以上5,000 ㎡未満のもの	94,000	616,000	277,000	
	5,000㎡以上 10,000㎡未満のも	149,000	759,000	362,000	
	10,000㎡以上 25,000㎡未満のも	188,000	898,000	435,000	
	25,000㎡以上のも の	235,000	1,024,000	510,000	

1：基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの。

2：基準省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの。

3：基準省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)又は同号イ(2)及びロ(1)に定める基準に適合するもの。

4：基準省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するもの。

5：基準省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの。

基準省令：建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令

【注意事項】

・複合建築物の場合は、該当する区分の額を合算した金額となる。

・認定申請に併せて、建築基準法関係規定の適合審査（建築確認申請）の申出を伴う場合は、別途、手数料が必要となる。

・変更認定申請の場合は、変更後の建築物について、上表の区分の額に1/2を乗じて得た金額となる。